

## 条例案及び逐条解説（案）の条例案（中間案）からの主な変更点

### <条例案>

No.	該当箇所	ページ	変更理由	変更内容
1	前文	1	パブリックコメント 意見への対応	第1段落中の「いかなる事由による不当な差別をも受けることなく」を「いかなる事由による不当な差別も受けることなく」に修正。
2	前文	1	パブリックコメント 意見への対応	第6段落中の「あらゆる不当な差別をはじめとする人権侵害行為を許さないと改めて宣言する」の前に「社会全体の共通認識として」を追記。
3	第2条（定義）	2	パブリックコメント 意見への対応	第2号の「不当な差別」の定義において、「人権」を「権利利益」に修正。
4	第3条（基本理念）	2	パブリックコメント 意見への対応	第5号中の「人権侵害行為を行った者」及び「人権侵害行為を受けた者」の後ろに「等」を追記。
5	第3条（基本理念）	2	パブリックコメント 意見への対応	第6号中の「人権侵害行為を受けた者」の後ろに「等」を追記し、「当該人権侵害行為に係る」を「その」に修正。
6	第13条 （助言、説示及びあっせんの 申立て）	5	事務的な整理	本条例に基づく紛争解決体制と類似する法令に基づく仕組みとして「紛争の解決の援助」があったため、第4項第3号中の「あっせん、調停又は和解の仲介」を「あっせん、調停、和解の仲介又は紛争の解決の援助」に修正。
7	第23条 （インターネットによる人権 侵害行為の防止）	8	パブリックコメント 意見への対応	見出し及び本文中の「インターネットによる人権侵害行為」を「インターネットを通じて行われる人権侵害行為」に修正。
8	第24条 （災害その他緊急事態の発生 時における人権侵害行為の防 止等）	9	パブリックコメント 意見への対応	見出し中の「災害その他緊急事態」を「災害等」に修正。

<逐条解説（案）>

No.	該当箇所	ページ	変更理由	変更内容
1	条例制定の手法	5	事務的な整理	【条例案の書出しのイメージ】を削除
2	前文	8	事務的な整理	例示の趣旨を明確にするため、【解説】5における「貧困」の前に「社会的な背景から」を追記。
3	前文	8	パブリックコメント 意見への対応	【解説】5における「方針決定の場への参画を独占している男性」の前に「社会構造を背景として」を追記。
4	前文	8	パブリックコメント 意見への対応	【解説】6として「私たち一人一人がその当事者であるとの認識の下」の解説を新設。併せて、従来の【解説】6を【解説】7に変更。
5	第2条（定義）	10	事務的な整理	<各用語の関係図>を追記。
6	第2条（定義）	11	パブリックコメント 意見への対応	【解説】6において「不当な差別」の具体的想定事例を追記。
7	第2条（定義）	12	パブリックコメント 意見への対応	【解説】6における「いわゆる「複合差別」」の前に「障がいのある女性や外国籍の女性に対する差別など、」を追記。
8	第2条（定義）	12	パブリックコメント 意見への対応	第2号の「人権」を「権利利益」に修正することとしたことに伴い、従来の【解説】8を第2号関係の【解説】7に変更。併せて、従来の【解説】7を【解説】8に変更。
9	第2条（定義）	12	事務的な整理	判例を踏まえて正確性を期すため、【解説】7（従来の【解説】8）における「名誉感情」の前に「一定の場合の」を追記。
10	第2条（定義）	13	パブリックコメント 意見への対応	【解説】10における「人権問題」の例示として「ヤングケアラーの問題」を追記。
11	第2条（定義）	13	事務的な整理	県としての取組の範囲の明確化のため、【解説】10において、「国際的な人権に関する問題」についての県としての取組の考え方を脚注として追記。

No.	該当箇所	ページ	変更理由	変更内容
12	第3条（基本理念）	15～ 16	パブリックコメント 意見への対応	【解説】2として「対話を通じて不当な差別その他の人権問題の解消を図ることが重要である」の解説を、【解説】4として「人権侵害行為を行った者等がその責任を自覚し、及び人権侵害行為を受けた者等の心情等を理解することを社会として促進する」の解説を、【解説】5として、「人権侵害行為を行った者等」「人権侵害行為を受けた者等」の解説を新設。併せて、従来の【解説】2～5の番号を変更。
13	第3条（基本理念）	15	パブリックコメント 意見への対応	【解説】3（従来の【解説】2）における「女性職員がお茶くみを行うという職場の慣行」を「男性の育児休業取得に消極的であるという職場の慣行」に修正。
14	第5条（県の責務）	17～ 18	パブリックコメント 意見への対応	【解説】1として「県行政のあらゆる分野において人権尊重の視点に立って取り組む」の解説を新設。併せて、従来の【解説】1～3の番号を変更。
15	第5条（県の責務）	18	事務的な整理	より客観的な表現とするため、【解説】4（従来の【解説】3）における「事前の公の施設の利用制限は非常に難しい」を「事前の公の施設の利用制限には課題がある」に修正。
16	第6条（県民の責務）	19	パブリックコメント 意見への対応	【趣旨】における「不当な差別などの人権問題に対して傍観することなく」の前に「不当な差別などに対する傍観はそれらを容認することにつながることから、」を追記
17	第6条（県民の責務）	19	パブリックコメント 意見への対応	【解説】1として「傍観することなく」の解説を新設。
18	第7条（事業者の責務）	20	パブリックコメント 意見への対応	【趣旨】における「不当な差別などの人権問題に対して傍観することなく」の前に「不当な差別などに対する傍観はそれらを容認することにつながることから、」を追記

No.	該当箇所	ページ	変更理由	変更内容
19	第7条（事業者の責務）	20	パブリックコメント 意見への対応	【解説】2において「なお、従業員への人権に関する研修等の実施に当たっては、労働者代表から意見聴取するなど従業員の意見を反映させることが期待されます。」を追記。
20	第7条（事業者の責務）	20	パブリックコメント 意見への対応	【解説】4として「傍観することなく」の解説を新設。
21	第8条（特定電気通信役務提供者の責務）	21	事務的な整理	第23条（インターネットによる人権侵害行為の防止）における表現の修正等に伴い、【趣旨】の「インターネットによる人権侵害」を「インターネットを通じて行われる人権侵害行為」に修正。
22	第9条（三重県議会の議員、知事その他の県の公務員の責務）	23	パブリックコメント 意見への対応	【解説】2として県の公務員に対する人権研修についての解説を新設。
23	第11条（人権施策基本方針）	25～ 26	パブリックコメント 意見への対応	【解説】2として人権施策基本方針の策定に当たっての留意事項についての解説を新設。併せて、従来の【解説】2を【解説】3に変更。
24	第12条（相談体制）	27	パブリックコメント 意見への対応	【解説】1における「幅広い者が相談をすることができる」の前に「人権侵害行為を行った者等も含め、」を追記。
25	第12条（相談体制）	28	パブリックコメント 意見への対応	【解説】4における「国際的な人権問題」を「海外における人権問題や入国管理に係る人権問題」に修正。
26	第13条（助言、説示及びあっせんの申立て）	31	パブリックコメント 意見への対応	【解説】1を〔第1項関係〕から〔第1項・第3項関係〕に変更し、第3項の「不当な差別を受けた者の意思に反して」の解釈について追記。
27	第13条（助言、説示及びあっせんの申立て）	31	事務的な整理	【解説】2における「人権侵害」を「人権侵害行為」に修正。
28	第13条（助言、説示及びあっせんの申立て）	33	事務的な整理	第4項第3号の対象に「紛争の解決の援助」を加えたことに伴い、【解説】9の記載内容を修正。

No.	該当箇所	ページ	変更理由	変更内容
29	第13条（助言、説示及びあっせんの申立て）	33～ 34	事務的な整理	第4項第4号についての【解説】10で記載していた「することができる」の解釈について、同様の表現が第4号より前に出てくることから、第4項第3号についての【解説】9にその旨を加え、【解説】10の当該部分を削除。
30	第18条（三重県差別解消調整委員会）	42	パブリックコメント 意見への対応	【解説】4において「それぞれの差別事案に係る専門の学識経験を有する者」の想定される例示として「それぞれの差別事案の理由となる人種等の属性について深い知識や経験を有する者など」を追記。
31	第19条（人権教育及び人権啓発）	43	パブリックコメント 意見への対応	【解説】1において人権教育・人権啓発の内容の具体例を分かりやすい表現にするとともに、拡充。
32	第19条（人権教育及び人権啓発）	44	パブリックコメント 意見への対応	【解説】3における「単なる一方的な人権教育・人権啓発」を「一般的な講義形式等での人権教育・人権啓発」に修正。
33	第21条（実態調査）	46	パブリックコメント 意見への対応	【解説】1において「なお、人権施策を主管する環境生活部だけでなく、各人権問題に関係する部局等が、環境生活部とも連携して、それぞれの人権問題に応じた実態調査を実施することが望まれます。」を追記。
34	第21条（実態調査）	46	パブリックコメント 意見への対応	【解説】2における「実態調査の結果等については」の後ろに「、調査対象者の個人情報の露見等につながらないようその人権に配慮した上で」を追記。
35	第21条（実態調査）	46	パブリックコメント 意見への対応	【解説】2において実態調査の結果等の公表の具体的想定事例を追記。
36	第21条（実態調査）	46	パブリックコメント 意見への対応	【解説】3として、実態調査の実施に当たっての留意事項についての解説を新設。
37	第22条（情報の収集、蓄積及び分析）	47	パブリックコメント 意見への対応	【解説】2における「情報の収集・蓄積・分析の結果等については」の後ろに「、その情報に係る関係者の個人情報の露見等につながらないようその人権に配慮した上で」を追記。

No.	該当箇所	ページ	変更理由	変更内容
38	第22条（情報の収集、蓄積及び分析）	47	パブリックコメント 意見への対応	【解説】2において情報の収集・蓄積・分析の結果等の公表の具体的想定事例を追記。
39	第23条（インターネットによる人権侵害行為の防止）	48	パブリックコメント 意見への対応	【趣旨】における「インターネットによる人権侵害行為」を「インターネットを通じて行われる人権侵害行為」に修正。
40	第23条（インターネットによる人権侵害行為の防止）	48	パブリックコメント 意見への対応	【趣旨】における「インターネットを通じて行われる不当な差別などの人権侵害行為」（従来の「インターネットによる不当な差別などの人権侵害」）の前に「SNSにおける差別的投稿や誹謗中傷をはじめとする」を追記。
41	第23条（インターネットによる人権侵害行為の防止）	48	事務的な整理	【趣旨】及び【解説】2（従来の【解説】1）における「人権侵害」を「人権侵害行為」に修正。
42	第23条（インターネットによる人権侵害行為の防止）	48	パブリックコメント 意見への対応	【解説】1として「インターネットの適切な利用に関するリテラシー」の解説を新設。併せて、従来の【解説】1を【解説】2に変更。
43	第23条（インターネットによる人権侵害行為の防止）	48	パブリックコメント 意見への対応	【解説】2（従来の【解説】1）において、「なお、「インターネット上での人権啓発」には、インターネット上において不当な差別等の目撃等をした者に対して報告・相談を促す啓発も含まれます。」を追記。
44	第24条（災害その他緊急事態の発生時における人権侵害行為の防止等）	49	パブリックコメント 意見への対応	【解説】2における「人権侵害行為等やそれを防止するための取組」を「人権侵害行為やその他の人権問題、それらを防止するための取組」に修正するとともに、「人権侵害行為等を」を「人権侵害行為やその他の人権問題を」に修正。
45	第25条（三重県人権施策審議会）	50	パブリックコメント 意見への対応	【解説】1において「なお、知事からの諮問に係る調査審議については、当然にその結果の知事への報告が行われることになると考えられます。」を追記。

No.	該当箇所	ページ	変更理由	変更内容
46	第 25 条（三重県人権施策審議会）	50	パブリックコメント 意見への対応	【解説】 1 における「人権施策の実施状況に関する評価的な取組も含まれます」を「相談や紛争解決体制における処理状況を含む人権施策の実施状況に関する評価・検証的な取組も含まれます」に修正するとともに、「差別事案の事例の人権施策への反映に向けた議論など、審議会の調査審議の内容にも変化が生じることが想定されます」を「差別事案の事例を踏まえた課題の人権施策への反映に向けた議論など、不当な差別等の解消に向けて審議会の調査審議の内容もより充実・深化されていくことが望まれます」に修正。